(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その３　２３か月～１６か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人を除く									
	個人									
自家用乗用自動車			8,510	8,360	8,210	8,060	7,920	7,770	7,620	7,470
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	23,200	22,420	21,640	20,860	20,080	19,300	18,520	17,740
		最大積載量が２トン以下のもの	21,810	21,090	20,370	19,650	18,930	18,210	17,490	16,770
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	23,200	22,420	21,640	20,860	20,080	19,300	18,520	17,740
		最大積載量が２トン以下のもの	21,810	21,090	20,370	19,650	18,930	18,210	17,490	16,770
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		9,810	9,600	9,400	9,190	8,990	8,790	8,580	8,380
	自家用		9,810	9,600	9,400	9,190	8,990	8,790	8,580	8,380
小型二輪自動車			5,490	5,470	5,450	5,430	5,420	5,400	5,380	5,360
軽自動車	検査対象車		5,930	5,890	5,850	5,810	5,780	5,740	5,700	5,670
	検査対象外車									
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270
緊急自動車			5,420	5,400	5,390	5,370	5,360	5,340	5,330	5,310
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,150	5,140	5,140	5,140	5,130	5,130	5,120	5,120
	(ロ) 教習用自動車		5,150	5,140	5,140	5,140	5,130	5,130	5,120	5,120
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,830	5,800	5,760	5,730	5,700	5,670	5,630	5,600
		b 小型二輪自動車	5,240	5,230	5,220	5,220	5,210	5,200	5,190	5,190
		c 軽自動車 検査対象車	5,240	5,230	5,220	5,220	5,210	5,200	5,190	5,190
		c 軽自動車 検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,100	5,100	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090
検査対象外被けん引軽自動車										

(注) １．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その４　１５か月～８か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 15か月契約	14か月契約	13か月契約	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用				18,880	17,840	16,770	15,710	14,650	13,580
	自家用				14,560	13,840	13,110	12,380	11,650	10,910
営業用乗用自動車	個人を除く				21,960	20,680	19,380	18,080	16,780	15,480
	個人				20,440	19,280	18,090	16,910	15,720	14,540
自家用乗用自動車			7,320	7,180	7,030	6,880	6,730	6,580	6,430	6,280
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	16,960	16,180	15,400	14,620	13,830	13,030	12,230	11,440
		最大積載量が２トン以下のもの	16,050	15,330	14,610	13,890	13,150	12,420	11,680	10,950
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	16,960	16,180	15,400	14,620	13,830	13,030	12,230	11,440
		最大積載量が２トン以下のもの	16,050	15,330	14,610	13,890	13,150	12,420	11,680	10,950
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		8,170	7,970	7,770	7,560	7,360	7,150	6,940	6,730
	自家用		8,170	7,970	7,770	7,560	7,360	7,150	6,940	6,730
小型二輪自動車			5,350	5,330	5,310	5,290	5,270	5,250	5,240	5,220
軽自動車	検査対象車		5,630	5,600	5,560	5,520	5,480	5,450	5,410	5,370
	検査対象外車					5,290				
原動機付自転車						5,220				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,250	5,240	5,230	5,220	5,210	5,190	5,180	5,170
緊急自動車			5,300	5,280	5,270	5,250	5,240	5,220	5,210	5,190
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)					5,310	5,290	5,270	5,250	5,230
	(ロ) 小型二輪自動車					5,270	5,250	5,230	5,220	5,200
	(ハ) 軽自動車	検査対象車				5,270	5,250	5,230	5,220	5,200
		検査対象外車				5,260	5,250	5,230	5,220	5,200
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,120	5,120	5,110	5,110	5,110	5,100	5,100	5,100
	(ロ) 教習用自動車		5,120	5,120	5,110	5,110	5,110	5,100	5,100	5,100
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,570	5,540	5,500	5,470	5,440	5,400	5,370	5,340
		b 小型二輪自動車	5,180	5,170	5,170	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130
		c 軽自動車 検査対象車	5,180	5,170	5,170	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130
		c 軽自動車 検査対象外車				5,140				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,090	5,090	5,090	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080
検査対象外被けん引軽自動車						5,110				

(注) １．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。